公開買付説明書の訂正事項分
（第３回）

2026年11月

株式会社ITG-Gホールディングス

（対象者：かどや製油株式会社）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は法第27条の９第４項の規定により作成されたものです。

法第27条の９第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書に記載された事項については、公開買付者が2026年10月８日付、同月29日付及び同年11月11日付で関東財務局長宛に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

なお、公開買付届出書の訂正届出書は、金融庁の電子開示システム（EDINET）の「書類詳細検索」画面より、提出者名称に公開買付者である「株式会社ITG-Gホールディングス」と入力し、「書類種別を指定する」で「訂正公開買付届出書」と指定して検索を行うことで内容を確認することが可能です。

EDINETのURLは以下のとおりです。
https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/

１【公開買付説明書の訂正の理由】

2026年９月15日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年９月25日付、同年10月８日付及び同月29日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、①対象者が2026年11月６日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、（ⅰ）2026年11月２日付で、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＢ社から、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提案）を受領した旨、及び（ⅱ）2026年11月４日付けで、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＡ社より、対象者株式の非公開化に係る取引について、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領し、これを受け、対象者及び対象者株式の非公開化に係る取引を検討するために設置された特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了する旨を公表したこと、並びに、②公開買付者が、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格を2,514円から2,655円に変更する旨を決定したことに伴い、記載事項及び添付書類である2026年９月15日付公開買付開始公告（2026年10月８日付「公開買付開始公告の訂正の公告」及び同月29日付「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を2026年11月13日から、本書提出日である2026年11月11日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の８第１項及び第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の９第４項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第８項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２【訂正事項】

１．本公開買付けの目的
２．公開買付けの内容
(3) 買付け等の期間
(4) 買付け等の価格
(8) 決済の開始日
４．その他

３【訂正前の内容及び訂正後の内容】

変更箇所には下線を付しております。

１．本公開買付けの目的

（変更前）

＜前略＞

（注１）　インテグラル株式会社が2026年２月10日付で公表した「グループ統括会社体制への移行に向けた会社分割、並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル株式会社は、2026年10月１日を効力発生日として、インテグラル株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル分割準備株式会社に承継させることを予定しており、本吸収分割により、インテグラル株式会社が所有している公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル分割準備株式会社に承継されます。なお、インテグラル株式会社は、2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へ商号変更することを予定しており、インテグラル分割準備株式会社は、同日付で「インテグラル株式会社」へ商号変更することを予定しております。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

（注１）　インテグラル・グループ株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル株式会社」から商号変更しております。）が2026年10月１日付で公表した「グループ統括会社体制への移行及び商号変更完了に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル・グループ株式会社は、2026年10月１日を効力発生日として、インテグラル・グループ株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル分割準備株式会社」から商号変更しております。）を吸収分割承継会社とする吸収分割により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル株式会社に承継させており、本吸収分割により、インテグラル・グループ株式会社が所有していた公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル株式会社に承継されております。

＜後略＞

２．公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

①　届出当初の期間

（変更前）

2026年９月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）

（変更後）

2026年９月15日（火曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（47営業日）

(4) 買付け等の価格

（変更前）

普通株式１株につき、金2,514円

（変更後）

普通株式１株につき、金2,655円

(8) 決済の開始日

（変更前）

2026年11月20日（金曜日）

（変更後）

2026年12月３日（木曜日）

４．その他

（変更前）

公開買付者は、2026年９月10日、対象者より、2026年６月11日付でＡ社（注１）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	不明

（注１）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社である事業会社を指します。

また、公開買付者は、（ⅰ）2026年９月10日、対象者より、2026年８月17日付でＣ社（注２）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を、（ⅱ）2026年10月20日、小澤氏より、小澤氏がＣ社と同日に面談を実施し、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｃ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化（以下「本取引（Ｃ社）」といいます。）の実施につき提案を受領した旨の伝達を、（ⅲ）2026年10月27日、対象者より、同日付でＣ社から本取引（Ｃ社）に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明（注３）
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	30営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討
買付け等の価格	（ⅰ）自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①（注４）の場合には3,000円、（ⅱ）自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②（注５）の場合には2,907円、（ⅲ）自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③（注６）の場合には2,872円、（ⅳ）本自己株式取得（注７）を実行せず、本公開買付け（Ｃ社）のみ実行する場合には2,654円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：法人株主及び創業家株主との合意状況を踏まえ、本公開買付け（Ｃ社）後の議決権の３分の２以上を確保できる水準

＜中略＞

（注７）　法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式につき、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づき対象者による自己株式取

得を行うことを指します。

（変更後）

公開買付者は、2026年９月10日、対象者より、2026年６月11日付でA社（注１）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	不明

（注１）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社である事業会社を指します。

なお、その後、対象者、並びに対象者、A社、三菱商事（以下に定義します。）、三井物産（以下に定義します。）、創業家株主及びA社による提案に係る取引の成否のいずれからも独立した対象者の独立社外役員３名（齋藤聖美氏（対象者社外取締役ジェイ・ボンド東短証券株式会社創設者）、大西賢氏（対象者社外取締役株式会社日本航空インターナショナル特別理事）及び竹田真氏（対象者社外取締役東京芝法律事務所、弁護士）の３名）から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）は、2026年11月４日付で、A社から、対象者が既に本公開買付けへの賛同及び応募推奨を公表していること等を踏まえ、対象者株式の非公開化に係る取引についてこれ以上検討を継続することは困難であると判断しており、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領したとのことです。これを受け、対象者及び本特別委員会は、A社による提案についての検討を終了しているとのことです。

また、公開買付者は、（ⅰ）2026年９月10日、対象者より、2026年８月17日付でC社（注２）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を、（ⅱ）2026年10月20日、小澤氏より、小澤氏がC社と同日に面談を実施し、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け（C社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化（以下「本取引（C社）」といいます。）の実施につき提案を受領した旨の伝達を、（ⅲ）2026年10月27日、対象者より、同日付でC社から本取引（C社）に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明（注３）
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	30営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討
買付け等の価格（注８）	(ⅰ)自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①（注４）の場合には3,000円、(ⅱ)自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②（注５）の場合には2,907円、(ⅲ)自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③（注６）の場合には2,872円、(ⅳ)本自己株式取得（注７）を実行せず、本公開買付け（Ｃ社）のみ実行する場合には2,654円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：法人株主及び創業家株主との合意状況を踏まえ、本公開買付け（Ｃ社）後の議決権の３分の２以上を確保できる水準

＜中略＞

（注７）　法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式につき、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づき対象者による自己株式取得を行うことを指します。

（注８）　小澤氏は、2026年11月６日付で、対象者に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しております。そのため、公開買付者は、Ｃ社による当該提案において小澤物産及び小澤商事が自己株式取得の対象となることを前提とする公開買付価格（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における3,000円及び2,872円）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えております。

また、公開買付者は、2026年11月２日、対象者より、同日付でＢ社（注９）から対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力のある再提案（注10）を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明（注11）
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	原則として30営業日を想定
買付け等の価格	（ⅰ）自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）①（注12）の場合には2,950円、（ⅱ）自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②（注13）の場合には3,044円、（ⅲ）自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③（注14）の場合には2,914円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：本公開買付け成立後に、Ｂ社及び法人株主が保有する議決権の合計が、対象者の総株主の議決権の３分の２以上を確保できる水準を目途に設定することを想定

（注９）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社であった事業会社を指します。

（注10）　Ｂ社は当該再提案における公開買付けの公表及び開始について対象者取締役会の賛同を前提としているとのことであるところ、当該再提案は公開買付者と対象者との間で2026年９月14日付けで締結された公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、対象者は当該再提案を理由として、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を撤回又は変更することができないとのことであり、また、対象者及び本特別委員会は当該再提案に賛同することはできないとのことであることから、当該再提案の前提が維持される限り、当該再提案における公開買付けが開始される見込みは乏しいと考えております。

（注11）　上記の提案の主体については対象者から伝達を受けておらず、どのような主体が公開買付者となるかについては明らかではありません。

（注12）　法人株主とＢ社との間で、対象者による法人株主が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意できた場合を指します。

（注13）　法人株主、小澤物産及び小澤商事とＢ社との間で、対象者による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意することができた場合を指します。

（注14）　三菱商事、小澤物産及び小澤商事とＢ社との間で、対象者による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意することができた場合を指します。

公開買付説明書の訂正事項分
（第２回）

2026年10月

株式会社ITG-Gホールディングス

（対象者：かどや製油株式会社）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は法第27条の９第４項の規定により作成されたものです。

法第27条の９第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書に記載された事項については、公開買付者が2026年10月８日付及び同月29日付で関東財務局長宛に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

なお、公開買付届出書の訂正届出書は、金融庁の電子開示システム（EDINET）の「書類詳細検索」画面より、提出者名称に公開買付者である「株式会社ITG-Gホールディングス」と入力し、「書類種別を指定する」で「訂正公開買付届出書」と指定して検索を行うことで内容を確認することが可能です。

EDINETのURLは以下のとおりです。
https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/

１【公開買付説明書の訂正の理由】

2026年９月15日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年９月25日付及び同年10月８日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、対象者が2026年10月28日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、2026年10月27日付で、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加しているファンドである候補者Ｃから、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書を受領した旨を公表したことに伴い、記載事項及び添付書類である2026年９月15日付公開買付開始公告（2026年10月８日付「公開買付開始公告の訂正の公告」により訂正された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を2026年10月30日から、公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の８第１項及び第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の９第４項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第８項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２【訂正事項】

２．公開買付けの内容
(3) 買付け等の期間
(8) 決済の開始日
４．その他

３【訂正前の内容及び訂正後の内容】

変更箇所には下線を付しております。

２．公開買付けの内容
(3) 買付け等の期間
① 届出当初の期間
（変更前）
2026年９月15日（火曜日）から2026年10月30日（金曜日）まで（30営業日）

（変更後）
2026年９月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）

(8) 決済の開始日
（変更前）
2026年11月９日（月曜日）

（変更後）
2026年11月20日（金曜日）

４．その他

（変更前）

＜前略＞

また、公開買付者は、2026年９月10日、対象者より、2026年８月17日付でＣ社（注２）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	不明

（注２）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社であるファンドを指します。

（変更後）

＜前略＞

また、公開買付者は、(ⅰ)2026年９月10日、対象者より、2026年８月17日付でＣ社（注２）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を、(ⅱ)2026年10月20日、小澤氏より、小澤氏がＣ社と同日に面談を実施し、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｃ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化（以下「本取引（Ｃ社）」といいます。）の実施につき提案を受領した旨の伝達を、(ⅲ)2026年10月27日、対象者より、同日付でＣ社から本取引（Ｃ社）に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明（注３）
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	30営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討
買付け等の価格	(ⅰ)自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①（注４）の場合には3,000円、(ⅱ)自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②（注５）の場合には2,907円、(ⅲ)自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③（注６）の場合には2,872円、(ⅳ)本自己株式取得（注７）を実行せず、本公開買付け（Ｃ社）のみ実行する場合には2,654円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：法人株主及び創業家株主との合意状況を踏まえ、本公開買付け（Ｃ社）後の議決権の３分の２以上を確保できる水準

（注２）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社であるファンドを指します。

（注３）　上記(ⅱ)の提案は株式会社アドバンテッジパートナーズによるものですが、上記(ⅲ)の提案の主体については対象者から伝達を受けておらず、どのような主体が公開買付者となるかについては明らかではありません。

（注４）　三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）、三井物産株式会社（以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）、小澤物産及び小澤商事とＣ社との間で、対象者による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結した場合を指します。

（注５）　法人株主とＣ社との間で、対象者による法人株主が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結した場合を指します。

（注６）　三菱商事、小澤物産及び小澤商事とＣ社との間で、対象者による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結した場合を指します。

（注７）　法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式につき、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づき対象者による自己株式取得を行うことを指します。

公開買付説明書の訂正事項分

2026年10月

株式会社ITG-Gホールディングス

（対象者：かどや製油株式会社）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は法第27条の９第４項の規定により作成されたものです。

法第27条の９第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書に記載された事項については、公開買付者が2026年10月８日付で関東財務局長宛に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

なお、公開買付届出書の訂正届出書は、金融庁の電子開示システム（EDINET）の「書類詳細検索」画面より、提出者名称に公開買付者である「株式会社ITG-Gホールディングス」と入力し、「書類種別を指定する」で「訂正公開買付届出書」と指定して検索を行うことで内容を確認することが可能です。

EDINETのURLは以下のとおりです。
https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/

１【公開買付説明書の訂正の理由】

2026年９月15日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年９月25日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の添付書類である2025年９月15日付公開買付開始公告につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、当該公開買付開始公告の訂正の公告を添付書類に追加するため、法第27条の８第１項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の９第４項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第８項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２【訂正事項】

４．その他

３【訂正前の内容及び訂正後の内容】

末尾に以下を追加いたします。

４．その他

公開買付者は、2026年９月10日、対象者より、2026年６月11日付でＡ社（注１）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	不明

（注１）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社である事業会社を指します。

また、公開買付者は、2026年９月10日、対象者より、2026年８月17日付でＣ社（注２）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	不明

（注２）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社であるファンドを指します。

公開買付説明書

2026年９月

株式会社ITG-Gホールディングス

（対象者：かどや製油株式会社）

公 開 買 付 説 明 書

本説明書により行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第27条の９の規定により作成されたものであります。

本説明書においては、本公開買付けに関して株式会社ITG-Gホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）が2026年９月15日付で関東財務局長に対して提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）を省略しております。本公開買付届出書に記載された本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

なお、本公開買付届出書は、金融庁の電子開示システム（EDINET）の「書類詳細検索」画面より、提出者名称に公開買付者である「株式会社ITG-Gホールディングス」と入力し、「書類種別を指定する」で「公開買付届出書」と指定して検索を行うことで内容を確認することが可能です。

EDINETのURLは以下のとおりです。
https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/

公開買付者の氏名又は名称　　株式会社ITG-Gホールディングス
公開買付者の住所又は所在地　　東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

１．公開買付けの目的

公開買付者は、かどや製油株式会社（以下「対象者」といいます。）の株券等を取得及び所有することを主たる目的として、2026年７月17日付で設立された株式会社であり、本公告日現在、インテグラル株式会社がその発行済株式の全てを所有しております（注１）。なお、本公告日現在、インテグラル株式会社及びインテグラル株式会社がその発行済株式の全てを保有するインテグラル・パートナーズ株式会社（以下個別に又は総称して「インテグラル」といいます。）並びに公開買付者を含むインテグラルの子会社及び関連会社その他公開買付者に対する出資に関わる各主体は、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式（但し、ＢＢＴ所有株式（以下に定義します。）を除きます。）及び本不応募株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための取引の一環として、2026年９月14日付で本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注１）　インテグラル株式会社が2026年２月10日付で公表した「グループ統括会社体制への移行に向けた会社分割、並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル株式会社は、2026年10月１日を効力発生日として、インテグラル株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル分割準備株式会社に承継させることを予定しており、本吸収分割により、インテグラル株式会社が所有している公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル分割準備株式会社に承継されます。なお、インテグラル株式会社は、2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へ商号変更することを予定しており、インテグラル分割準備株式会社は、同日付で「インテグラル株式会社」へ商号変更することを予定しております。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年９月14日付で、対象者との間で、対象者がその取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことを含む公開買付契約を締結しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の第３位株主である小澤物産株式会社（所有株式数3,189,558株、所有割合（注２）：11.54%。以下「小澤物産」といいます。）、対象者の第４位株主である小澤商事株式会社（所有株式数1,284,942株、所有割合：4.65%。以下「小澤商事」といいます。）並びに小澤物産及び小澤商事の代表取締役であり対象者の株主でもある小澤一彦氏（所有株式数89,004株、所有割合：0.32%。以下、小澤物産及び小澤商事と合わせて「創業家株主」といいます。）との間で、2026年９月14日付で、創業家株主が所有する対象者株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨の契約を締結しております。

（注２）　「所有割合」とは、対象者が2026年８月３日に公表した「2027年３月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年６月30日現在の発行済株式総数（28,200,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（556,527株）（なお、当該自己株式数には、対象者の役員等の株式報酬制度に係る株式給付信託（ＢＢＴ）として、みずほ信託銀行株式会社が所有する対象者株式（27,759株）（以下「ＢＢＴ所有株式」といいます。）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（27,643,473株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

２．公開買付けの内容

(1) 対象者の名称
かどや製油株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式

(3) 買付け等の期間
①　届出当初の期間
2026年９月15日（火曜日）から2026年10月30日（金曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無
該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先
該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格
普通株式１株につき、金2,514円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	23,079,969（株）	13,847,100（株）	—（株）
合計	23,079,969（株）	13,847,100（株）	—（株）

（注１） 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（13,847,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,847,100株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する可能性のある最大数（23,079,969株）を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数（27,643,473株）から、本不応募株式（4,563,504株）を控除した株式数（23,079,969株）です。

（注３） 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注４） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 応募の方法及び場所
① 公開買付代理人
大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、以下の(1)又は(2)の手続に従って、応募してください。

(1) オンライントレード（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）にて公開買付期間末日の16時までに手続を行ってください。オンライントレードによる応募（https://www.daiwa.jp/onlinetrade/）には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンライントレードのご利用申込（注）が必要です。
なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）での受付になります。

（注） オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。
・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

(2) 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合（オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。）においては、所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、応募してください。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（https://www.daiwa.jp/seminar/collect/store_consult/）をご確認ください。

③　本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

④　応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注１）（注２）

⑤　外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

⑥　個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注３）

⑦　対象者の株主名簿管理人である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主等口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社にお問い合わせください。（注４）

（注１）　本人確認書類等について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類の原本のご提示が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、Ａ～Ｃいずれかの書類をご提出ください。（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（但し、「住民票の写し」は原本）をご提出ください。）。

	個人番号確認書類	本人確認書類
Ａ	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード（表）」に加えて、ａ又はｂのうち、いずれか１種類
Ｂ	通知カード	ａのいずれか１種類、又はｂのうち２種類 （但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で２種類とすることはできません。） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合はａ又はｂのうち、いずれか２種類（但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で２種類とすることはできません。）
Ｃ	個人番号記載のある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書	ａ又はｂのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の１種類

ａ　顔写真付の本人確認書類

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年２月４日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b　顔写真のない本人確認書類
・発行から６ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合
下記Ａ～Ｃの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客様の本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・前記個人の場合の本人確認書類（ａのいずれか１種類、又はｂのうち２種類）

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。）

（注２）　取引関係書類の郵送について
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注３）　株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注４）　特別口座からの振替手続
上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称
大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

(8) 決済の開始日
2026年11月９日（月曜日）

(9) 決済の方法及び場所
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。
買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(10) 株券等の返還方法
下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「①　法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還します。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,847,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,847,100株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、(ⅰ)対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（3,631百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合及び(ⅱ)対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（3,631百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注） 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、１株当たりの配当額は132円に相当します（具体的には、対象者が2026年６月19日に提出した第69期有価証券報告書に記載された2026年３月31日時点の対象者の単体決算における純資産額36,312百万円の10%に相当する額である3,631百万円を、本基準株式数（27,643,473株）で除し、１円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の６第１項第１号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第１項に定める行為を行った場合には、府令第19条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、以下の(ⅰ)又は(ⅱ)の手続により、契約の解除を行ってください。

（ⅰ）オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。

なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能です。但し、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

（ⅱ）郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに契約を解除してください。但し、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、解除してください。

なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除手続を行うことが可能です。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（https://www.daiwa.jp/seminar/collect/store_consult/）をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：
大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
（その他の大和証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条第２項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の８第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

３．公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ITG-Gホールディングス　　東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
株式会社東京証券取引所　　東京都中央区日本橋兜町２番１号